

日南市放課後児童クラブのきまり

日南市こども課

◆送迎時間等の厳守

- ・午後5時までは徒歩での下校となりますが、午後5時以降の場合にはお迎えが必要です。
- ・お迎えの時間は午後6時までです。(時間厳守をお願いします。)
- ・学校がお休みの日の登校時間は午前8時以降をお願いします。

◆指導の厳守

- ・児童の安全確保のため、児童クラブ活動中は支援員の指示に従ってください。
- ・支援員の指示に従って集団行動ができるよう、ご家庭での指導もお願いします。

◆傷害保険への加入

- ・万が一の事故に備え、傷害保険に加入していただきます。
- ・保険料(年額800円)は、各児童クラブで徴収します。

◆欠席・早退の連絡

- ・児童クラブを欠席・早退する場合は、各児童クラブへ連絡してください。

◆利用料の納入

- ・毎月の利用料を各クラブで徴収します。(金額については決定通知に記載されています。)
- ・当月分を毎月、各児童クラブの納入日までに支払ってください。
- ・2か月以上滞納した場合は退会となります。

◆各種届出の提出

- ・退会するときは、「退会届」を提出してください。
- ・1か月以上利用しない場合は「休会届」を提出してください。
3か月を超える休会は、退会となります。
- ・これらの届を提出されない場合は、利用料金が発生します。
- ・退会及び休会する前月末までに届出がない場合は、当該月の利用料が発生します。
- ・兄弟で利用している児童が退会又は休会した場合は利用料の減免対象から除外します。

◆おやつ・弁当

- ・おやつ代等を別途児童クラブで徴収します。(徴収方法は児童クラブによって異なります。)
- ・学校休校日など給食がない日は、弁当と水筒を持参してください。

◆出席停止の場合

- ・流行性疾患等により小学校への出席が停止された場合は、クラブの利用もできません。

◆急病や事故の場合

- ・児童クラブの活動中に病気や事故が発生した場合、クラブの利用もできません。

◆災害等の場合

- ・台風等の災害時は、学校の対応に従って開設を検討します。
- ・学校が集団下校となった場合は、児童クラブで一時受け入れを行い、支援者から保護者へ連絡しますので、速やかに迎えに来てください。
- ・学校が臨時休校になった場合は、児童クラブも休校となります。